　　　矢板市スポーツ大会出場費交付金交付要綱

　（趣旨）

第１条　この要綱は、矢板市のスポーツの振興、発展及び競技力向上並びに矢板市の選手の育成及び養成を図り、かつ、矢板市の知名度の向上を図るために交付する矢板市スポーツ大会出場費交付金（以下単に「交付金」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

　（交付金の交付対象）

第２条　交付金は、この条に定める要件を満たす場合に交付するものとする。

２　交付金の交付対象となる選手（以下「対象選手」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

　⑴　矢板市内の小学校、中学校又は高等学校に在籍し、学校の代表又は所属する市内のクラブチームの代表として大会に出場する児童又は生徒

　⑵　交付金の申請の日から大会終了の日まで継続して矢板市に住民登録をし、かつ、現に矢板市を生活の本拠としている者

　⑶　前２号に定める者のほか市長が特に必要と認める者

３　交付金は、対象選手が次に掲げる大会に予選大会又は国若しくは栃木県の競技団体の推薦により国若しくは栃木県の代表として出場すると認められる場合に交付するものとする。ただし、特定の者のみ又は特定の都道府県のみが出場資格を与えられる大会その他の市長が交付金の交付に適さないと認める大会に出場する場合は、交付金を交付しない。

⑴　関東大会

⑵　全国大会（各都道府県代表又は大会主催者が定めた地区割ごとの地区代表が出場する全国規模の大会をいう。）

⑶　アジア大会

⑷　世界大会（オリンピック及びパラリンピックを除く）

⑸　オリンピック・パラリンピック

４　大会に団体で出場登録を行う競技に出場する場合は、監督、引率者その他の団体関係者のうち１名に限り、対象選手に含めることができるものとする。

５　同一人及び同一団体への交付の回数は、当該年度につき関東大会、全国大会、アジア大会、世界大会及びオリンピック・パラリンピックそれぞれの大会において１回を限度とする。

（交付金の額）

第３条　交付金の額は、別表第１に定める基準額に対象選手の人数を乗じて算定した額とする。なお、団体の場合は、団体を構成する個人の交付回数の限度を適用し、交付金の額を決定する。ただし、算定した額が同表に定める上限額を超過する場合は、上限額を交付金の額とするものとする。

２　前項の規定にかかわらず、公益財団法人日本サッカー協会が開催する全国高等学校サッカー選手権大会又は公益財団法人日本高等学校野球連盟が開催する全国高等学校野球選手権大会若しくは選抜高等学校野球大会又はこれらに準ずる大会であり市長が特に認める大会に出場する場合の交付金の額は、その都度協議して決定する。

３　交付金は、予算の範囲内で交付する。

　（交付申請）

第４条　交付の申請は、別表第２に定める申請者が行うものとする。

２　前項の規定にかかわらず、第２条第２項第２号又は第３号の対象選手が団体で出場する場合であって市長が必要と認めたときは、対象選手本人（対象選手本人が未成年者の場合は、法定代理人とする。）が申請者となることができる。この場合において、同条第４項の規定は適用しないものとし、当該団体の全ての対象選手に交付する交付金の算定額の総額が別表第１に定める上限額を超えるときは、市長が適切と認める額に調整をして交付するものとする。

３　交付金の交付を受けようとする申請者は、スポーツ大会出場費交付金申請書（様式第１号）に大会要項の写しその他の必要書類を添付し、市長に提出しなければならない。

　（交付決定）

第５条　市長は、申請の内容を審査し、交付金の交付の可否を決定する。

２　交付金の交付を決定した場合は、交付金交付決定通知書（様式第３号）により申請者に通知しなければならない。

　（交付金の請求）

第６条　交付金の交付決定を受けた申請者は、交付金交付請求書（様式第４号）に交付決定書の写しを添付し、市長に交付金の交付の請求を行うものとする。

　（実績報告）

第７条　交付金の交付を受けた者は、大会終了後速やかに報告書（様式第５号）により実績報告をしなければならない。

　（補則）

第８条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

　　　附　則

　この要綱は、公布の日から施行し、平成元年４月１日から適用する。

附　則

　この要綱は、公布の日から施行し、平成１２年４月１日から適用する。

附　則

　この要綱は、公布の日から施行し、平成１７年４月１日から適用する。

附　則

　この要綱は、公布の日から施行し、平成２１年４月１日から適用する。

附　則

　この要綱は、公布の日から施行し、平成２９年１２月１日から適用する。

　　　附　則

　この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。

　　　附　則

　この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

　別表第１（第３条関係）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 大会種別 | 基準額 | 上限額 | 備考 |
| 関東大会 | ５，０００円 | ５０，０００円 |  |
| 全国大会 | ２０，０００円 | ２００，０００円 |  |
| アジア大会 | ５０，０００円 | ５００，０００円 |  |
| 世界大会 |  |
| オリンピック・パラリンピック | ２００，０００円 | ― |  |

　別表第２（第４条関係）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象選手 | 出場区分 | 申請者 | 備考 |
| 第２条第２項第１号 | 個人 | 学校長又は個人 |  |
| 団体 | 学校長又は団体の代表者若しくは団体の代表者が指定した者 |  |
| 第２条第２項第２号 | 個人 | 対象選手本人。ただし、対象選手本人が未成年者の場合は、法定代理人とする。 |  |
| 団体 | 団体の代表者又は団体の代表者が指定した者 | 団体に対象選手以外の選手が含まれる場合は、その者を交付金の額の算定の人数から除外する。 |
| 第２条第２項第３号 | 個人 | 対象選手本人。ただし、対象選手本人が未成年者の場合は、法定代理人とする。 |  |
| 団体 | 団体の代表者又は団体の代表者が指定した者 | 団体に対象選手以外の選手が含まれる場合は、その者を交付金の額の算定の人数から除外する。 |

　備考

１　出場区分の個人とは、大会に個人（ペア競技等複数の個人の場合を含む。）で出場登録を行う競技をいう。

２　出場区分の団体とは、大会に団体で出場登録を行う競技をいう。